

事務連絡
平成 28 年 8 月 5 日

各都道府県

子ども・子育て支援新制度担当部局
御中
公立・私立幼稚園所管部局

内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

平成 28 年度私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行に係るフォローアップ調査の結果及び調査結果を踏まえた運用上の留意事項等について

平素より子ども・子育て支援施策の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。本年 4 月 14 日付け事務連絡により依頼した、平成 28 年度私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行に係るフォローアップ調査について、資料 1 のとおり取りまとめ、7 月 28 日開催の子ども・子育て会議において報告しました。本調査の実施・取りまとめに御協力いただき、ありがとうございました。

(参考：子ども・子育て会議ホームページ <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/index.html>)

調査の結果により、全体としては、昨年度に引き続き、各都道府県及び市区町村において、私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度(以下「新制度」という。)への円滑な移行に向けた取組を着実に進めていただいていることが確認できました。

一方で、一部、国としての想定と異なる対応をしている市区町村も見られるところであり、新制度の更なる適正な実施を確保するために御留意いただきたい点について、下記のとおり整理しました。各都道府県におかれては、内容について十分に御了知の上、貴管内の市区町村への周知を行うとともに、関係部局で緊密に連携を図りつつ、必要な予算の確保や、市区町村への適切な助言、支援等をお願いします。

記

1. 1号認定子どもに係る施設型給付(地方単独費用部分)について

(1) 施設型給付の額の設定

1号認定子どもに係る施設型給付(以下「地方単独費用部分」という。)の額について、未設定の市区町村が一定程度存在していますが、管内に新制度に移行した私立幼稚園等(以下「新制度移行園」という。)が存在しない場合であっても、自市区町村に居住する1号認定子どもが、他市区町村の新制度移行園や、私立保育所を利用する場合には設定が必要となりますので、改めて設定の要否の確認をお願いします。

なお、地方単独費用部分の額を国の定める基準と同額とする場合、「公定価格告示別表二に定める額に千分の二百七十五を乗じた額とする」など、簡易な方法で定めることが可能ですので、念のため、お知らせします。

(2) 施設型給付の額の設定・公表の方法

地方単独費用部分の額は、施設等からの施設型給付の請求や利用者負担額の給付単価限度額の設定等の基礎となるものですので、条例・規則・要綱等により明確に定めるとともに、広く一般への公表をお願いします。

(3) 地方単独費用部分の各都道府県の補助

補助実績が1/2未満となった都道府県のうち、市区町村からの交付申請額が過少であったと回答した都道府県においては、本年度は同様の事務処理上の遺漏が生じないように、市区町村への助言等をお願いします。

また、給付額の不足に対応する等の観点から、義務的経費である「負担金」として補助を行っている都道府県もありますので、その他の都道府県においても、この取扱いも参考にしながら、引き続き、確実な補助をお願いします。

2. 新制度に移行した私立幼稚園等に対する独自補助について

独自補助を実施している自治体においては、引き続き、私立幼稚園等の新制度への円滑な移行等の観点から補助を継続・充実していただくとともに、現時点で独自補助を実施していない自治体においても、地域の実情等を踏まえ、実施の要否等について検討をお願いします。

3. 一時預かり事業等について

(1) 一時預かり事業（幼稚園型）及び私学助成による預かり保育

一時預かり事業（幼稚園型）は、公立で実施する場合でも、国及び都道府県の補助が行われるものであり、地域の実情等を踏まえ、積極的な実施の検討をお願いします。

新制度移行園に対する私学助成の預かり保育補助の継続は経過措置であり、一時預かり事業（幼稚園型）に移行することが基本となりますので、平成28年度より実施した職員配置要件の緩和も活用しながら各園において円滑に事業が実施できるよう、制度の周知や助言、支援等をお願いします。なお、一時預かり事業（幼稚園型）を実施していない市区町村においては、各園の意向を確認した上で、早急な事業化について検討をお願いします。

(2) 一時預かり事業（幼稚園型）の補助単価額及び利用料の設定主体

補助単価額について、国の示した額や地域の実情等を踏まえ、適切に設定をいただくとともに、利用料について、これまで預かり保育の保育料を各園が設定してきたこと等を踏まえ、設定を各園に委ねることも含め、検討をお願いします。

(3) 一時預かり事業を活用した非在籍園児の受入れ

一時預かり事業による非在籍園児の受入れについては、保護者のニーズも、私立幼稚園等における事業意欲も高いと考えられることから、各園に対する制度の周知や積極的な事業委託の検討等をお願いします。

4. 小規模保育事業等について

私立幼稚園が、空き教室の活用や同一敷地内への併設等により小規模保育事業等を実施することは、待機児童解消等にも資するものであることから、各園に対する制度の周知や相談があった場合の丁寧な対応等をお願いします。

なお、各都道府県で組織されている私立学校退職金団体における退職手当資金給付事業に関して、小規模保育事業等の職員を対象とすることの可否を検討していただくことが必要である旨、お伝えしていたところ（「子ども・子育て支援新制度の施行に伴う私立学校退職金団体の退職手当資金給付事業の取扱いについて」（平成26年12月19日付け文部科学省高等教育局私学部私学行政課長通知））、実際に対象としているのは、24都道府県でした。管内に小規模保育事業等の事業所がある都道府県においては、私立学校退職金団体に対して、改めて可否の検討をしていただくよう、指導・助言等をお願いします。

5. その他について

(1) 公立幼稚園における新制度の運用

公立幼稚園において、公定価格を設定していない、利用者負担額が国の上限を超えている部分がある（特に第1・第2階層）など、新制度に則った運用が適切に行われていない事例が見受けられますので、適切な対応をお願いします。

(2) 施設整備補助等に関する情報提供

施設整備に関する補助（特に保育関係）について、私立幼稚園関係者に対して必ずしも十分な情報提供等が行われていないとの指摘があります。私立幼稚園における認定こども園への移行や小規模保育事業等の実施は、待機児童解消等にも資するものであり、施設整備補助は、これらの取組の前提となるものであることから、各都道府県・市区町村においては、十分な情報提供及び相談があった場合の丁寧な対応等をお願いします。

また、これらのほか、私立幼稚園が実施主体や受託主体となり得る各種事業（特に保育関係）についても、同様の対応をお願いします。

(添付資料)

資料1 平成28年度私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行に係るフォローアップ調査の結果（平成28年7月28日子ども・子育て会議資料）

資料2 都道府県別移行状況（表・グラフ）

【担当】	文部科学省初等中等教育局 幼児教育課 大野、重田、竹田
TEL	03-5253-4111（内線）2714
直通	03-6734-2714
FAX	03-6734-3736